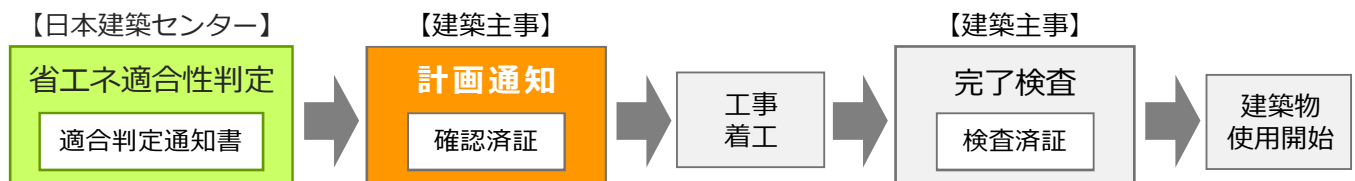




計画通知建築物の 省エネ適合性判定のご案内

建築基準法第18条に基づく**計画通知**で省エネ基準への適合義務対象となる建築物は**省エネ適合性判定**を**日本建築センター**に**提出**することができます。



1 適合義務対象となる建築物

- 新築の場合： 非住宅部分の床面積^{※1}が2,000㎡以上の建築物
- 増改築の場合： 以下の①～③の全てに該当する建築物
 - ①増改築部分の非住宅部分の床面積^{※1}が300㎡以上
 - ②増改築後の非住宅部分の床面積^{※1}が2,000㎡以上
 - ③平成29年4月1日時点で現に存する建築物に増築する場合で、非住宅部分の増改築後の延べ面積に対する増改築部分の面積の割合が1/2を超える建築物

※1 外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

2 対象となる区域

対象となる区域^{※2}は、一部の地域を除き日本全国です。

※2 計画通知建築物の省エネ適合性判定を登録省エネ判定機関に委任している区域です。
具体的な区域は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページで検索することができます。

◆URL： https://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/index.html



お問い合わせ先

一般財団法人 日本建築センター

省エネ審査部 TEL：03-5283-0480 FAX：03-5281-2831

✉ shoene@bcj.or.jp

大阪事務所 TEL：06-6264-7731 FAX：03-6264-7745

✉ bcjos@bcj.or.jp